令和7年度

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等

札幌市民共済生活協同組合

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等目次

【消費生活協同組合法施行規則第209条】

消費生活協同組合法第53条の2第1項の厚生労働省令で定める
業務及び財産の状況に関する事項は下記の事項とする。

【掲載ページ】

一　組合の概況及び組織に関する事項

イ　業務運営の組織　1頁

ロ　役員の指名及び役職名　1頁

ハ　事務所の名称及び所在地　1頁

二　組合の主要な業務の内容　2頁

三　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ　直近の事業年度における事業の概況　2頁

ロ　直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益　3頁

(2)　経常剰余金又は経常損失金　3頁

(3)　当期剰余金又は当期損失金　3頁

(4)　出資金及び出資口数　3頁

(5)　純資産額　3頁

(6)　総資産額　3頁

(7)　責任準備金残高　4頁

(8)　~~貸付金残高~~（該当なし）

(9)　有価証券残高　4頁

(10)　~~特定共済組合にあっては、支払余力比率~~（該当なし）

(11)　法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額　4頁

(12)　職員数　4頁

(13)　保有契約高又は正味収入共済金の額　5頁

~~ハ　法第53条の18第1項に規定する共済事業専業組合にあっては、直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第3の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項~~（該当なし）

四　~~責任準備金の残高として別表第4の上欄に掲げる契約年度の別に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率~~（該当なし）

五　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の体制　6～10頁
11～12頁

~~ハ　法第50条の12第1項第1号の確認（第3分野共済の共済契約に係るものに限る。）の合理性及び妥当性~~（該当なし）

六　組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書　13～18頁

ロ　~~貸付金のうち次に掲げるものの学及びその合計額~~（該当なし）

(1)　~~破綻先債権~~（該当なし）

(2)　~~延滞債権~~（該当なし）

(3) 3月以上延滞債権(該当なし)

ハ 債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(該当なし)

(2) 危険債権(該当なし)

(3) 要管理債権(該当なし)

(4) 正常債権(該当なし)

ニ 特定共済組合にあっては、共済金等の支払能力の充実の状況(該当なし)

ホ 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(1) 有価証券 4頁参照

(2) 金銭の信託 13.14頁参照

(3) デリバティブ取引金銭の信託(該当なし)

ヘ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額(該当なし)

ト 貸付金償却の額(該当なし)

七 事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又はj状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この項及び台211条第4号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容(該当なし)

2 法第53条の2第1項に規定する厚生労働省で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。(該当なし)

一 共済事業以外の事業の用に供される事務所(該当なし)

二 一時的に設置する事務所(該当なし)

三 無人の事務所(該当なし)

3 第1項第3号ロ及びハ並びに第6号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。(該当なし)

１組合の概況及び組織に関する事項

(1)業務運営の組織

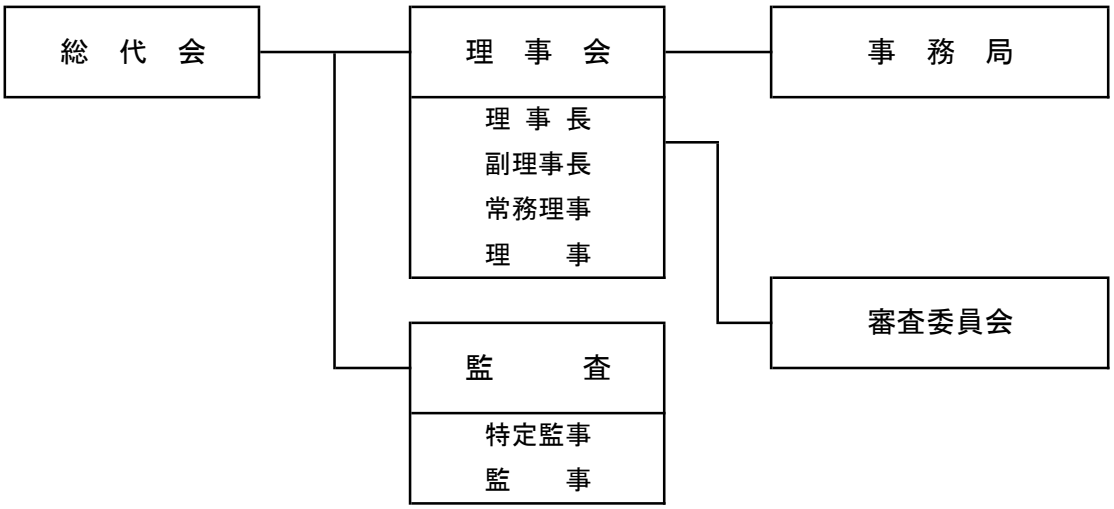

＜総代の状況＞

区　　名	総代定数	区　　名	総代定数
中　央　区	10名	清　田　区	8名
北　　区	13名	南　　区	9名
東　　区	13名	西　　区	10名
白　石　区	9名	手　稲　区	8名
厚　別　区	7名	市　　外	6名
豊　平　区	10名	合　　計	103名

(2)役員の氏名及び役職名

役員一覧表　　令和7年3月31日現在

役 職 名	名	備　　考
理　事　長	(代表理事)徳　増　澄　夫	現職（令和4年6月就任）
副理事長	幸　田　正　己	札幌市北消防団団長
副理事長	菊　地　裕　嗣	(一社)札幌消防交友会理事長
常任理事	(代表理事)長縄　徹	現札幌市民共済生活協同組合常務理事
理　事	勝　木　忠　男	前札幌市豊平消防団団長
〃	佐　藤　アツ子	厚別区連合町内会女性部長
〃	仲　野　勝　廣	札幌市厚別消防団団長
〃	中　村　敬　臣	元札幌市都市局長
〃	深　見　正　子	南区民生委員・児童委員協議会会長
〃	湯　浅　卓　也	東消防団団長
特定監事	荒　関　　伸	札幌市清田消防団団長
監　事	下　村　邦　夫	元札幌市交通事業管理者
〃	山　下　喜一郎	札幌市手稲消防団団長

(3) 事務所の名称及び所在地

札幌市南区澄川３条３丁目４番５号ジンビル澄川Ⅱ２階

２ 組合の主要な業務の内容

事 業 種 目	主な事業品目等
共 済 事 業	火災共済
受 託 事 業	全国共済生活協同組合連合会の火災共済
損害保険代理業	火災保険・地震保険・医療保険等の損害保険

3 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況

令和6年度は、物価高騰による節約志向の高まりが見られた一方、自然災害の頻発・激甚化により、住まいへの備えとなる保障ニーズもより多様化しました。

経済は緩やかな回復基調にあるも、円安や資源高の影響が継続しています。

消費生活協同組合業界にとっては、デジタル化や高齢化する組合員のニーズへの対応、若年層へのアプローチなどが課題となっています。

当組合としては、主力商品である火災共済における「手頃な掛金」という強みがある一方で、自然災害保障に未対応といった弱みもあり、競争環境において厳しさを増す一因となっており、新規加入者獲得に向けた戦略的な取り組みが今後ますます重要となっています。

さて、共済事業概況をみると、契約件数が前年度比4.64%減の約4,460件、契約口数が3%減の598,475口、受入共済掛金は3.3%減の約4,430万円とそれぞれ微減となりました。

この要因としては、組合員の高齢化等による契約減少が続いていることに加え、新たな契約の獲得による補完が十分果たされていないことが挙げられます。

なお、火災共済の支払共済金が昨年度の約3.1倍となる3,570万円と突出しましたが、これは総支払額の94%を占める2件の大規模火災への支払によるものです。自然災害見舞金については、昨年度より10万円増の約50万円となっています。

それらの結果、経常収益から経常費用その他の費用を差し引いた当期剰余金は、約2,300万円のマイナスとなりました。

３(2)直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア　経常収益	81,630,860 円	91,525,055 円	80,634,183 円	89,154,829 円	84,677,062 円
1共済掛金等収入	42,083,855 円	46,925,119 円	42,302,293 円	41,074,642 円	47,033,746 円
2共済契約準備金戻入額	16,034,827 円	16,714,693 円	18,190,870 円	16,364,348 円	16,228,786 円
3資産運用収益	2,805,838 円	2,276,021 円	1,724,075 円	1,967,821 円	2,467,239 円
4その他経常収益・他	20,706,340 円	25,609,222 円	18,416,945 円	29,748,018 円	18,947,291 円
経常費用	73,160,587 円	81,614,330 円	78,390,631 円	92,468,058 円	110,474,916 円
1共済金等支払額	8,100,104 円	18,147,593 円	12,434,300 円	13,557,744 円	28,006,755 円
2共済契約準備金繰入額	16,714,693 円	18,190,870 円	16,364,348 円	16,228,786 円	18,953,230 円
3事業経費	48,345,790 円	45,222,867 円	49,591,983 円	62,681,528 円	63,514,931 円
4その他経常費用	0 円	53,000 円	0 円	0 円	0 円
イ　経常剰余金	8,470,273 円	9,910,725 円	2,243,552 円	△ 3,313,229 円	△ 25,797,854 円

ウ　当期剰余金	1,589,925 円	6,005,680 円	873,893 円	△ 5,223,661 円	△ 22,936,015 円

エ　出資金及び出資口数

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合員数	17164人	14,737 人	13,365 人	12,296 人	12,206 人
口　数	18,169,879口	16,710,724 口	15,577,542 口	14,212,909 口	13,885,779 口
組合員数出資総額	181,698,790円	167,107,240 円	155,775,420 円	142,129,090 円	138,857,790 円

オ・カ

財産の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1現金及び預金	217,842,717 円	209,644,095 円	199,624,280 円	171,673,744 円	134,688,724 円
2金銭の信託	173,046,336 円	273,079,709 円	273,116,753 円	273,174,957 円	273,514,097 円
3有価証券	470,037,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円
4その他の資産等	60,653,784 円	65,261,964 円	62,298,736 円	65,795,053 円	68,084,374 円
カ　資産合計	921,579,837 円	917,985,768 円	905,039,769 円	880,643,754 円	846,287,195 円
1共済契約準備金	112,507,429 円	113,983,606 円	112,157,084 円	112,021,522 円	114,745,966 円
ア　支払備金	2,811,563 円	2,482,398 円	1,519,962 円	2,357,136 円	5,517,107 円
イ　責任準備金	109,695,866 円	111,501,208 円	110,637,122 円	109,664,386 円	109,228,859 円
2その他の負債等	22,192,168 円	26,278,102 円	28,179,612 円	22,789,150 円	12,373,512 円
負債合計	134,699,597 円	140,261,708 円	140,336,696 円	134,810,672 円	127,119,478 円
1組合員出資金	181,698,790 円	167,107,240 円	155,775,420 円	142,129,090 円	138,857,790 円
2法定準備金	328,600,000 円	328,950,000 円	330,160,000 円	330,335,000 円	333,766,000 円
任意積立金・他	263,633,798 円	262,349,080 円	260,215,110 円	256,217,899 円	236,508,483 円
4当期未処分剰余金	12,947,652 円	19,317,740 円	18,552,543 円	17,151,093 円	10,035,444 円
オ　純資産合計	786,880,240 円	777,724,060 円	764,703,073 円	745,833,082 円	719,167,717 円

3(2) キ　責任準備金残高

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
共済契約準備金	112,507,429 円	113,983,606 円	112,157,084 円	112,021,522 円	114,745,966 円
支払備金	2,811,563 円	2,482,398 円	1,519,962 円	2,357,136 円	5,517,107 円
責任準備金	109,695,866 円	111,501,208 円	110,637,122 円	109,664,386 円	109,228,859 円

3(2) ケ　有価証券

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国債	10,053,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円
地方債	189,984,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円
社債	270,000,000 円	300,000,000 円	300,000,000 円	300,000,000 円	300,000,000 円
総計	470,037,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円	370,000,000 円

3(2) サ　法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当期未処分剰余金	12,947,652 円	19,317,740 円	18,552,543 円	17,151,093 円	10,035,444 円
当期剰余金	1,589,925 円	6,005,680 円	873,893 円	△ 5,223,661 円	△ 22,936,015 円
当期首繰越剰余金	5,552,525 円	10,527,342 円	14,544,680 円	16,377,543 円	12,262,043 円
事業基盤強化積立金取崩額	5,660,202 円	2,462,318 円	1,902,370 円	2,064,565 円	20,202,216 円
自然災害積立金取崩額	145,000 円	322,400 円	1,231,600 円	403,450 円	507,200 円
剰余金処分額	2,420,310 円	4,773,060 円	2,174,778 円	2,174,778 円	0 円
利用分量割戻金	570,310 円	2,563,060 円	0 円	458,050 円	0 円
法定準備金	350,000 円	1,210,000 円	174,778 円	3,431,000 円	0 円
自然災害積立金	1,500,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円	1,000,000 円	0 円
次期繰越剰余金	10,527,342 円	14,544,680 円	16,477,765 円	12,262,043 円	10,035,444 円

3(2) シ　職員数

区　分	前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	4人	4人	51.0歳	1.7年
嘱託職員Ⅰ	2人	3人	62.0歳	1.3年
嘱託職員Ⅱ	2人	2人	69.0歳	5年
渉外職員	3人	1人	69.0歳	24年

3 (2)ス　保有契約高又は正味収入共済金の額

直前4事業年度の事業の種類ごとの実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火災共済	契約件数	5,829 件	5,595 件	5,204 件	4676件	4,460件
	契約口数	334,758 口	456,448 口	482,337 口	455,611口	438,199口
	契約高	33,475,800,000 円	45,644,800,000 円	48,233,700,000 円	45,561,100,000円	43,819,900,000円
	受入共済掛金	31,114,717 円	34,836,913 円	35,334,301 円	33,417,460円	32,021,776円
受託共済	契約件数	3,017 件	2,213 件	1,887 件	1,803件	1,749件
	契約口数	338,100 口	214,061 口	167,562 口	161,610口	160,276口
	契約高	33,810,000,000 円	21,406,100,000 円	16,756,200,000 円	16,161,000,000円	16,027,600,000円
	受入共済掛金	25,916,640 円	16,424,328 円	12,842,710 円	12,387,610円	12,258,548円

５　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

（１）リスク管理の体制

リスク管理規程

（趣旨）

第１条　この規程は、札幌市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）のリスクの防止及び損失の最小化を図るため、リスク管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各項に掲げる意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

２　リスクとは、組合に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を有するものをいう。

３　具体的リスクとは、リスクが具現化した次の各号に掲げる事象をいう。ただし、具体的リスクのうち、個人情報保護については、個人情報保護規程（平成18年9月1日施行）その他の関連規程等に定めるところによるものとする。

(1)　信用の危機　不健全な事業運営、欠陥のある情報等による組合のイメージ低下

(2)　財政上の危機　収入の減少、資金運用の失敗等による財政の悪化

(3)　人的危機　労使関係の悪化、役員間の内紛等

(4)　外部からの危機　次に掲げるもの

ア　自然災害　地震、風水害及び雪害等

イ　事故

（ア）　爆発、火災、建物の倒壊等の重大な事故

（イ）　組合の事業に起因する重大な事故

（ウ）　役職員に係る重大な事故

ウ　インフルエンザ等の感染症の流行

エ　反社会的勢力からの不法な要求等

(5)　その他　前各号に準ずる事象

４　緊急事態とは、前項第4号及び次の各号に定める事件・事象によって、組合又は組合の理事及び監事並びに職員（事務局設置規程第2条に定める職員、平成30年4月1日施行）（以下「役職員」という。）にもたらされた緊迫の事態をいう。

(1)　犯罪

ア　建物の爆発及び放火、役職員の誘拐、脅迫等外部からの不法な攻撃

イ　役職員による背任、横領等の不祥事

(2)　組合の法令違反に伴う官公庁による立入検査

(3)　その他　前各号に準ずる事件

（基本的な責務）

第３条　役職員は、業務遂行にあたって法令、組合定款及び規程等に定めるリスク管理に関する規定を遵守しなければならない。

（リスクに関する措置）

第４条　役職員は、具体的リスクを積極的に予想し、適切に評価するとともに、最小の経費で最良の結果が得られるよう、具体的リスクを回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

２　理事又は監事は、当該業務において予想される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について理事長に意見を述べなければならない。

３　職員は、業務上の意思決定を求めるときは、処務規程（昭和49年4月1日施行）の定めるところに基づき、当該業務において予想される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について意見具申をしなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第５条　役職員は、具体的リスクが発生した場合は、これに伴い生じる組合の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行わなければならない。

２　役職員は、具体的リスクが発生した場合は、直ちに理事長に報告するとともに、具体的リスクの処理について関係職員と協議を行い、理事長の指示に従わなければならない。

３　役職員は、具体的リスクに起因する新たな具体的リスクの発生に備え、前条に規定する措置を講じなければならない。

（具体的リスクの発生に対する処理後の報告）

第６条　役職員は、具体的リスクの発生に対する処理が完了した場合は、処理の経過及び結果についての記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

（苦情等への対応）

第７条　役職員は、口頭又は文書等により組合員などから苦情、異議等を受けた場合は、それらが具体的リスクにつながるおそれがあることを認識し、適正に対応するとともに、速やかに上位者に報告し指示を受けなければならない。

２　上位者は、苦情、異議等の重要度を判断し、必要に応じて関係職員と協議の上、対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第８条　役職員は、対外文書の作成にあたっては常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第2条第3項第1号の信用の危機を招くものではないことを確認しなければならない。

（守秘義務）

第９条　役職員は、この規程に基づくこの組合のリスク管理に関する計画、システム・措置等を立案・実施する過程において知り得たこの組合及びその他の関係者に関する情報については、組合内外を問わず漏えいしてはならない。

（緊急事態発生の通報）

第10条　緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

２　通報は、原則として次に掲げる経路によって行うものとする。

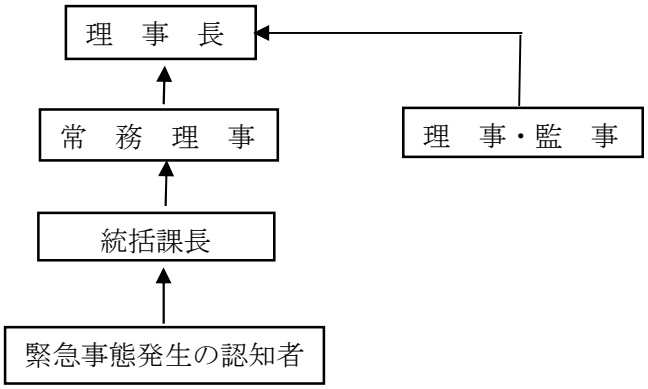

３　通報は、迅速さを優先するものとし、前項の経路で直接の通報先が不在等の場合は、それを超えて次の通報先に行うものとする。
４　極めて緊急の場合は、前2項にかかわらず、直接の通報先のみならず、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置を講ずるものとする。
５　通報は、随時中間報告を行うものとする。
(情報管理)
第11条　理事長は、緊急事態発生の通報を受けた場合は、情報管理を含めたリスク管理上の適切な指示を行うものとする。
(緊急事態発生時の対応)
第12条　役職員は、次の各号に掲げる緊急事態が発生した場合は、各号に定めるところにより対応しなければならない。ただし、次条に規定する緊急対策本部を設置した場合は、同本部の指示に従い対応するものとする。
(1)　地震、風水害及び雪害等の自然災害
ア　人命救助を最優先とする。
イ　必要に応じて官公庁に連絡する。
ウ　災害対策を強化する。
(2)　事故
ア　爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
（ア）　人命救助及び環境破壊防止を最優先とする。
（イ）　必要に応じて官公庁に連絡する。
（ウ）　事故の再発防止を図る。
イ　組合の事業活動に起因する重大事故
（ア）　組合員、関係者等の安全・保護を最優先とする。
（イ）　必要に応じて官公庁に連絡する。
（ウ）　事故の再発防止を図る。
ウ　役職員に係る重大人身事故
（ア）　人命救助を最優先とする。
（イ）　必要に応じて官公庁に連絡する。
（ウ）　事故の再発防止を図る。
エ　コンピュータシステムのダウン、誤作動及び不正使用等による重大事故
（ア）　早期の機能回復、個人情報の漏えい防止を図る。
（イ）　必要に応じて官公庁に連絡する。
（ウ）　原因究明と事故の再発防止を図る。
(3)　インフルエンザ等感染症の流行
ア　人命救助及び伝染防止を最優先とする。
イ　必要に応じて官公庁に連絡する。
ウ　予防及び再発防止を図る。
(4)　犯罪
ア　建物の爆発、放火、誘拐、恐喝、脅迫等の不法な攻撃や反社会的勢力からの不当要求
（ア）　人命救助を最優先とする。
（イ）　不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
（ウ）　予防対策の強化を図る。
イ　役職員による背任、横領等の不祥事
（ア）　真実を明らかにする。
（イ）　必要に応じて官公庁に連絡する。
（ウ）　必要に応じて検証委員会を設置する。
（エ）　再発防止を図る。
(5)　組合の法令違反に伴う官公庁による立入検査
ア　真実を明らかにする。
イ　必要に応じて検証委員会を設置する。
ウ　再発防止を図る。
(6)　その他前各号に準ずる緊急事態
ア　緊急事態に応じ、前各号に準ずる対応をする。
(緊急対策本部)
第13条　理事長は、重大と認める緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するもとする。

(対策本部の構成)
第14条　対策本部の構成は、次のとおりとする。
(1)　対策本部長　　理事長
(2)　対策副本部長　常務理事
(3)　本部員　対策本部長が指名する職員
(対策本部の会議)
第15条　対策本部の会議は、招集後直ちに出席可能な役職員の出席により開催する。
(対策本部の所掌事項)
第16条　対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。
(1)　情報の収集、確認及び分析に関すること。
(2)　応急措置の決定及び指示に関すること。
(3)　原因の究明及び対策基本方針の決定に関すること。
(4)　広報及び外部連絡の内容、時期、窓口並びに方法の決定に関すること。
(5)　組合内連絡の内容及び時期、方法の決定に関すること。
(6)　指示及び連絡ができないときの代替措置の決定に関すること。
(7)　対策を実施する上での分担等の決定及び対策の指示並びに実行の確認に関すること。
(8)　その他対策本部として必要と認める事項に関すること。
２　平成30年北海道胆振東部地震に類する大規模地震が発生した場合、若しくは発生が予想される場合は、理事長が別に定める地震対策ガイドラインによるものとする。
(役職員への指示・命令)
第17条　対策本部は、緊急事態を解決するにあたって、必要と認められる場は、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。
２　役職員は、対策本部から指示・命令が出たときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。
(報道機関への対応)
第18条　緊急事態の発生に関して、報道機関から取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を及ぼさない範囲において、取材に応じるものする。
２　報道機関への対応は、原則として常務理事が対応するものとする。
(届出)
第19条　緊急事態のうち所管官公庁への届出を必要とするものにあっては正確かつ迅速に届出るものとする。
２　所管官公庁への届出は、原則として常務理事が行うものとする。
３　所管官公庁への届出内容については、あらかじめ理事長の承認を得なければならない
(対策本部の解散)
第20条　緊急事態が解決し、かつ再発防止策を講じた場合は、対策本部を解散するものとする。
(理事会への報告)
第21条　理事長は、緊急事態の解決策を実施した場合は、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。
(1)　実施内容
(2)　実施に至る経緯
(3)　実施に要した費用
(4)　懲戒処分等の有無及びその内容
(5)　今後の対策方針
(懲戒等)
第22条　理事長は、職員が次のいずれかに該当することとなった場合は、就業規則第46条から第48条(昭和52年5月25日施行)の規定に基づき懲戒処分又は訓告及び厳重注意することができる。
(1)　具体的リスクの発生に意図的に関与したことが明らかなとき。
(2)　具体的リスクが発生するおそれがあることを予想しながら、その予防策を意図的に講じなかったことが明らかなとき。
(3)　具体的リスクの解決について、理事長又は対策本部の指示・命令に従わなかったことが明らかなとき。
(4)　具体的リスクの予防及び発生、解決等についての情報を理事長の許可なく外部に漏らしたことが明らかなとき。
(5)　その他具体的リスクの予防及び発生、解決等において、組合に不都合な行為を行ったことが明らかなとき。
２　役員が前項各号のいずれかに該当することとなった場合の懲戒等の処分については、理事会の議決によるものとする。

（緊急事態通報先一覧表）
第23条　統括課長は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」
２　一覧表は、少なくとも年1回以上点検し必要に応じて修正を行うなど、常に最新のものとするように努めなければならない。
（一覧表の携帯等）
第24条　役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常にその所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。
（改廃）
第25条　この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附　　則
１　この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条第2号に規定する常務理事については、総代会において常務理事の設置が議決されるまでの間、事務局長が代行するものとする。

５　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

（２）法令順守の体制

コンプライアンス規程

（目的）

第１条　この規程は、札幌市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）の倫理規程（令和2年4月1日施行）の理念に則りこの組合が直面する又は、将来直面する可能性のあるコンプライアンス（「法令等の遵守」をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もって組合活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第２条　この組合の役員及び職員（事務局設置規程第2条に定める職員、平成30年4月1日制定）、（以下「役職員」という。）は、前条の規定を真摯に受け止め、組合活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先するものとする。

（組織）

第３条　この組合のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置くものとする。

(1)　コンプライアンス担当理事

(2)　コンプライアンス委員会

(3)　コンプライアンス担当職員

（コンプライアンス担当理事）

第４条　コンプライアンス担当理事は常勤の理事とし、理事長が任命する。

２　コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会にコンプライアンスの状況について報告しなければならない。

３　コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所掌し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有するものとする。

４　コンプライアンス担当理事の役割、権限は以下のとおりとする。

(1)　コンプライアンス施策実施の最終責任者

(2)　コンプライアンス違反事例対応の総括責任者

(3)　コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）

第５条　コンプライアンス委員会は、理事長の諮問機関とし設置し、以下の事項について審議等を行うものとする。

(1)　コンプライアンス施策の検討と実施

(2)　コンプライアンス施策の実施状況の進行管理

(3)　コンプライアンス違反事件についての分析・検討

(5)　その他、理事長が諮問した事項

２　コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、主幹（総括）及び主査を委員として構成する。

（コンプライアンス委員会の開催）

第６条　コンプライアンス委員会は、必要の都度委員長の招集により開催するものとする

（コンプライアンス担当職員）

第７条　コンプライアンスの担当職員は、事務局長及び主幹（総括）（以下「担当者」という。）とする。

２　コンプライアンス担当者は、コンプライアンス体制及びこの整備に関わる企画の推進並びに総括を所管し、コンプライアンス体制が実効性を上げるための方策や施策等を検討し実施するものとする。

３　コンプライアンス担当者は、コンプライアンス施策の進捗状況や、その他コンプライアンスに関わる事項をコンプライアンス担当理事及び理事長に、必要に応じて報告するものとする。

（報告・連絡及び相談ルート）

第８条　役職員は、コンプライアンス違反行為又は、そのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当者に報告するものとする。

２　コンプライアンス担当者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又は、そのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討しコンプライアンス担当理事の承認を得て実施しなければならない。

３　役職員は、第１項にかかわらず緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当者由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接報告するものとする。

（コンプライアンスのための教育）

第９条　この組合は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの組合の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けなければならない。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附　　則

１　この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号に規定する担当理事については、総代会において所要の規定が議決されるまでの間、事務局長が代行するものとする。

６(1)直近の事業年度における事業の概況

自：令和5年4月 1日
至：令和6年3月31日

貸借対照表（５年度）　（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預金	**171,673,744**	**共済契約準備金**	**112,021,522**
現　　金	768,688	支払備金	2,357,136
預 貯 金	170,905,056	責任準備金	109,664,386
金銭の信託	**273,174,957**	**再共済勘定(未払金)**	**0**
有価証券	**370,000,000**	**業務受託勘定(未払金)**	**701,345**
地 方 債	70,000,000		
社　　債	300,000,000	**その他負債**	**22,087,805**
		未 払 金	1,708,765
再共済勘定(未収金)	**0**	預 り 金	20,089,040
		未払法人税等	290,000
業務受託勘定(未収金)	**24,000**		
		引当金	**0**
その他資産	**2,515,657**	退職給付引当金	0
未収還付法人税等	381,238		
長期前払費用	611,177	**負　債　合　計**	**134,810,672**
長期積立金	0		
保証金	0	（純資産の部）	
敷金	770,100	**組合員資本**	**745,833,082**
前払費用	588,632	出 資 金	142,129,090
仮払金	164,510	剰 余 金	603,703,992
		法定準備金	330,335,000
業務用固定資産	**6,668,795**	任意積立金	203,042,856
有形固定資産	5,431,295	自然災害積立金	53,175,043
無形固定資産	1,237,500	当期未処分剰余金	17,151,093
		（うち当期剰余金）	(-5,223,661)
関係団体等出資金	**32,600,000**		
繰延税金資産	**23,986,601**		
		純 資 産 合 計	**745,833,082**
資　産　合　計	**880,643,754**	**負債・純資産合計**	**880,643,754**

６(1)直近の事業年度における事業の概況

自：令和6年4月 1日
至：令和7年3月31日

貸借対照表（６年度）　（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預金	**134,688,724**	**共済契約準備金**	**114,745,966**
現　　金	122,654	支払備金	5,517,107
預 貯 金	134,566,070	責任準備金	109,228,859
金銭の信託	**273,514,097**	**再共済勘定(未払金)**	**321,649**
有価証券	**370,000,000**	**業務受託勘定(未払金)**	**374,173**
地 方 債	70,000,000		
社　　債	300,000,000	**その他負債**	**11,677,690**
		未 払 金	930,637
再共済勘定(未収金)	**0**	預 り 金	10,457,053
		未払法人税等	290,000
業務受託勘定(未収金)	**0**		
		引当金	**0**
その他資産	**3,049,375**	退職給付引当金	0
未収還付法人税等	451,064		
長期前払費用	1,180,104	**負　債　合　計**	**127,119,478**
長期積立金	0		
保証金	0	（純資産の部）	
敷金	770,100	**組合員資本**	**719,167,717**
前払費用	604,287	出 資 金	138,857,790
仮払金	43,820	剰 余 金	580,309,927
		法定準備金	333,766,000
業務用固定資産	**5,296,558**	任意積立金	182,840,640
有形固定資産	4,060,458	自然災害積立金	53,667,843
無形固定資産	1,236,100	当期未処分剰余金	10,035,444
		（うち当期剰余金）	(-22,936,015)
関係団体等出資金	**32,600,000**		
繰延税金資産	**27,138,441**		
		純 資 産 合 計	**719,167,717**
資　産　合　計	**846,287,195**	**負債・純資産合計**	**846,287,195**

６(1)直近の事業年度における事業の概況

自：令和 5年 4月 1日
至：令和 6年 3月31日

損益計算書（５年度）

（単位：円）

科目		金額	科目		金額
経常損益	**経常収益**	**89,154,829**	経常損益	**共済契約準備金繰入額**	**16,228,786**
				支払備金繰入額	2,357,136
	共済掛金等収入	**41,074,642**		責任準備金繰入額	13,871,650
	受入共済掛金	33,417,460			
	受入共済金	3,499,078		**事業経費**	**62,681,528**
	受入返戻金	25,482		人　件　費	36,024,310
	受入受託手数料	4,132,622		物　件　費	26,657,218
	共済契約準備金戻入額	**16,364,348**			
	支払備金戻入額	1,519,962		**その他経常費用**	**0**
	未経過共済掛金戻入額	14,844,386		雑損失	0
	保険代理事業収入	**2,106,768**		**経常剰余金**	**△ 3,313,229**
	代理店手数料	2,106,768	特別損益	**特別利益**	**0**
	資産運用収益	**1,967,821**		**特別損失**	**2,818,102**
	利息及び配当金等収益	1,698,001			
	金銭の信託運用収益	269,820		**税引前当期剰余金**	**△ 6,131,331**
	その他経常収益	**27,641,250**		**法人税等**	**290,000**
	受取出資配当金	391,200			
	その他の経常収益	27,250,050		**法人税等調整額**	**△ 1,197,670**
	経常費用	**92,468,058**		**当期剰余金**	**△ 5,223,661**
	共済金等支払額	**13,557,744**		**当期首繰越剰余金**	**16,377,543**
	支払共済金	6,998,159			
	支払再共済掛金	6,003,585		**任意積立金取崩額**	**5,593,761**
	支払返戻金	152,550		**事業基盤強化積立金取崩額**	**2,064,565**
	支払自然災害見舞金	403,450		**電算費用積立金取崩額**	**3,529,196**
				自然災害積立金取崩額	**403,450**
				当期未処分剰余金	**17,151,093**

６(1)直近の事業年度における事業の概況

自：令和 6年 4月 1日
至：令和 7年 3月31日

損益計算書（６年度）

（単位：円）

科目		金額	科目		金額
経常損益	**経常収益**	**84,677,062**	経常損益	**共済契約準備金繰入額**	**18,953,230**
				支払備金繰入額	5,517,107
	共済掛金等収入	**47,033,746**		責任準備金繰入額	13,436,123
	受入共済掛金	32,021,776			
	受入共済金	10,899,453		**事業経費**	**63,514,931**
	受入返戻金	28,953		人件費	43,090,143
	受入受託手数料	4,083,564		物件費	20,424,788
	共済契約準備金戻入額	**16,228,786**			
	支払備金戻入額	2,357,136		**その他経常費用**	**0**
	未経過共済掛金戻入額	13,871,650		雑損失	0
	保険代理事業収入	**1,890,683**		**経常剰余金(a)**	**△ 25,797,854**
	代理店手数料	1,890,683	特別損益	**特別利益(b)**	**0**
	資産運用収益	**2,467,239**		**特別損失(c)**	**1**
	利息及び配当金等収益	1,867,321			
	金銭の信託運用収益	599,918		**税引前当期剰余金(d) (a+b−c)**	**△ 25,797,855**
	その他経常収益	**17,056,608**		**法人税等(e)**	**290,000**
	受取出資配当金	358,600			
	その他の経常収益	16,698,008		**法人税等調整額(f)**	**△ 3,151,840**
	経常費用	**110,474,916**		**当期剰余金(A) (d−e−f)**	**△ 22,936,015**
	共済金等支払額	**28,006,755**		**当期首繰越剰余金(B)**	**12,262,043**
	支払共済金	21,798,908			
	支払再共済掛金	5,534,792		**任意積立金取崩額(C)**	**20,202,216**
	支払返戻金	165,855		**事業基盤強化積立金取崩額**	**20,202,216**
	支払自然災害見舞金	507,200			
				自然災害積立金取崩額(D)	**507,200**
				当期未処分剰余金 (A+B+C+D)	**10,035,444**

６（1）　剰余金処分計算書（R5年度）

令和6年6月18日

（単位：円）

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金	**17,151,093**
(1)　当期剰余金	△ 5,223,661
(2)　当期首繰越剰余金	16,377,543
(3)　事業基盤強化積立金取崩額	2,064,565
(4)　電算費用積立金取崩	3,529,196
(5)　自然災害積立金取崩額	403,450
2　剰余金処分額	**4,889,050**
(1)　利用分量割戻金	458,050
(2)　自然災害積立金	3,431,000
(3)　法定準備金	1,000,000
3　次期繰越剰余金	**12,262,043**

（注）　1.　事業基盤強化積立金取崩しは、長期睡眠組合員の整理事業に要した費用を取崩すものです。

2.　利用分量割戻は、火災共済掛金の１%相当額です。

3.　次期繰越剰余金には、生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金858,000円が含まれています。

4.　法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項に基づき積み立てております。

６（1）　剰余金処分計算書（R6年度）

令和7年6月17日

（単位：円）

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金	**10,035,444**
(1)　当期剰余金	△ 22,936,015
(2)　当期首繰越剰余金	12,262,043
(3)　共済金等支払準備金積立金取崩額	20,202,216
(4)　自然災害積立金取崩額	507,200
2　剰余金処分額	**0**
(1)　利用分量割戻金	0
(2)　法定準備金	0
(3)　自然災害積立金	0
3　次期繰越剰余金	**10,035,444**

（注）　1.　共済金等支払準備金積立金取崩しは、共済金支払に要した費用を取崩すものです。

2.　消費生活協同組合法第52条第1項及び札幌市民共済生活協同組合定款第79条第1項の規定に基づく利用分量割戻金は、残余がないため、割戻しを行う事ができません。